

TOYOPET SL カートミーティング
大井松田チャレンジカップ
2017

特別規則書



ooi-mazda 
Racing Kart Land

主催： 大井松田カートランド

大井松田チャレンジカップ 2017

特別規則書目次

第1章 総則

| | | |
|-----|-----------------|-------|
| 第1条 | 競技会の名称 | 1 ページ |
| 第2条 | オーガナイザー | 1 ページ |
| 第3条 | 大会役員名 | 1 ページ |
| 第4条 | 開催日程 | 2 ページ |
| 第5条 | 開催場所 | 2 ページ |
| 第6条 | 競技の種目及び格式 | 2 ページ |
| 第7条 | 公式通知に関する規定 | 2 ページ |
| 第8条 | 延期、中止又は取り止め及び変更 | 2 ページ |
| 第9条 | 競技クラスの区分 | 巻末 |

第2章 参加申し込み

| | | |
|-----|------------------|-------|
| 第1条 | 参加資格 | 3 ページ |
| 第2条 | 参加申し込み受付期間 | 3 ページ |
| 第3条 | 参加料及び保険料 | 3 ページ |
| 第4条 | エントリーの受理と拒否 | 3 ページ |
| 第5条 | 受付及び車検 | 4 ページ |
| 第6条 | 保険 | 4 ページ |
| 第7条 | シャシー、エンジン、タイヤの登録 | 4 ページ |

第3章 競技に関する事項

| | | |
|------|-----------|-------|
| 第1条 | 公式車両検査 | 4 ページ |
| 第2条 | タイヤコントロール | 5 ページ |
| 第3条 | 公式練習 | 5 ページ |
| 第4条 | タイムトライアル | 5 ページ |
| 第5条 | レースの方法 | 6 ページ |
| 第6条 | グリッド | 6 ページ |
| 第7条 | スタート | 6 ページ |
| 第8条 | 予選ヒート | 6 ページ |
| 第9条 | 決勝ヒート | 7 ページ |
| 第10条 | 信号旗 | 7 ページ |
| 第11条 | レース中のルール | 7 ページ |
| 第12条 | ドライバーサイン | 8 ページ |
| 第13条 | 完走 | 8 ページ |
| 第14条 | 順位の設定 | 9 ページ |
| 第15条 | 計量 | 9 ページ |

| | | |
|--------------------|---------------------|--------|
| 第 16 条 | 車両保管及び再車検 | 9 ページ |
| 第 17 条 | ピットクルー及びピット | 9 ページ |
| 第 18 条 | ピットサイン | 10 ページ |
| 第 19 条 | 抗議 | 10 ページ |
| 第 20 条 | 成績及び賞典 | 10 ページ |
| 第 21 条 | 広告に関する事項 | 10 ページ |
| 第 22 条 | ペナルティー | 11 ページ |
| 第 23 条 | コース復帰及びリタイヤ | 11 ページ |
| | | |
| 第 4 章 | その他の一般事項 | |
| 第 1 条 | 損害補償 | 12 ページ |
| 第 2 条 | 誓約書の署名 | 12 ページ |
| 第 3 条 | 本規則の解釈 | 12 ページ |
| 第 4 条 | オーガナイザーの権限 | 12 ページ |
| | | |
| 第 5 章 | 参加車両規定 | |
| 第 1 条 | エンジン | 13 ページ |
| 第 2 条 | マフラー・その他 | 13 ページ |
| 第 3 条 | カート | 13 ページ |
| 第 4 条 | クラス別規定 | 15 ページ |
| 第 5 条 | その他、エンジン及びカートに関する事項 | 22 ページ |
| S L 車両規則・S L 規則細目表 | | 巻末 |

大井松田チャレンジカップ 2017

特別規則書

公示

本大会は、FIA 国際モータースポーツ競技規則、国際カート規則ならびにそれに準拠した JAF 国内競技規則、JAF 国内カート競技規則とその付則、及び 2017 年度 SL 規則、2017 大井松田チャレンジカップ特別規則書、さらに本大会規則書付則に従って開催される。

第1章 総則

第1条 競技会の名称

TOYOPET SL カートミーティング 大井松田チャレンジカップ 2017

第2条 オーガナイザー

株式会社 大井松田カートランド

〒259-0147

神奈川県足柄上郡中井町鴨沢 456-2

TEL0465-81-2557 FAX0465-81-2888

第3条 大会役員名

別紙記載

第4条 開催日程

第1戦 3月26日
第2戦 4月23日
第3戦 5月21日
第4戦 6月25日
第5戦 7月30日
第6戦 10月01日
第7戦 11月26日

第5条 開催場所

大井松田カートランド
〒259-0147
神奈川県足柄上郡中井町鴨沢 456-2
TEL 0465-81-2557 FAX 0465-81-2888

第6条 競技の種目及び格式

種目：スプリント
格式：クローズド格式
第1種車両およびリブレ車両

第7条 公式通知に関する規定

本規則書に記載されていない競技運営に関する実地細目、及びエントラント、ドライバーに対する指示事項は本規則書付則および公式通知によって示される。

公示の方法はエントリー申請書に記入してあるエントラント宛に連絡するか、開催場所の事務局設置場所に掲示する。

第8条 延期、中止または取り止め及び変更

「JAF カート競技会組織に関する規定」第6条に基づきオーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の一部または全部を延期、中止し、又は取り止めることができる。

大会の全部を中止あるいは24時間以上延期する場合エントリーフィーは全額返却される。

但し、保険料は返却されない。

尚、エントラント及びドライバーはこれによって生じる損失についてオーガナイザーに抗議する権利は保有しない。

さらにオーガナイザーは大会審査委員会の承諾を得て、イベントの内容を変更する権利も合わせて保有するものとし、これに対する抗議は認めない。

第9条 競技クラスの区分

巻末参照

第2章参加申込

第1条 参加資格

※①レンタルT4クラス：レンタルBライセンス以上、その他カートライセンス所持者で中学生以上。

※②キッズカートクラス：有効なJKKAキッズカートライセンスもしくはレオンライセンス所持者

※③MZカデットクラス：有効なJKKAキッズカートライセンス、SLカートライセンス所持者、もしくは主催者が認めた者。当該年齢8歳以上。
以上。

※④ヤマハカデット・オープンクラス：SL規則に準ずる。

⑤ヤマハTIA/ジュニアクラス：SL規則に準ずる。

⑥ヤマハTIAクラス：SL規則に準ずる。

⑦ヤマハSSオープンクラス：SL規則に準ずる。

⑧PRDクラス：SLカートライセンス、JAFカート国内B以上、JAFジュニア国内B以上（満12歳以上）

⑨スーパーSSクラス：SLカートライセンス、グレードB以上、当該年度30歳以上とする。

⑩AVANTIクラス：SLライセンスグレードB以上、JAFカート国内B以上で満18歳以上の者。

■満20歳未満のドライバーは、親権者の承諾書を必要とする。

■ライセンスを提示できないものに対しては、理由の有無を問わず、出場を取り消す。

■ピットクルーはドライバー1名につき、2名までとする。

⑪レンタルT4クラス：大井松田レンタルBライセンス以上の所持者で中学生以上、身長150cm以上の者。身長が満たない場合には、各自でペダルキットやシートを準備する事。また、ドライバーは全ての装備を装着状態で重量を男性（メンズ）65kg以上、女性（ウィメンズ）60kg以上とする。

※レンタルクラスにて、重量が不足しているドライバーは、各自シート等にウエイトを取付ける。ウエイト重量が7kg以上の場合は車両を固定する。

※①②④JAF公認競技ではありません。

第2条 参加申し込み受付期間

① 競技会開催1ヶ月前から7日前までとする。また開催3日前の時点から一切エントリーを受け付けない。

② 申し込みに必要な物

a 参加申込書 b 車両申告書 c 誓約書（必ず署名捺印のこと） d 参加料

第3条 参加料及び保険料

| | | |
|-------------|------------------------|----------------|
| エキスパートクラス | 13,000円 | 保険料、ピットクルー1名含む |
| フレッシュマンクラス | 8,000円 | 保険料、ピットクルー1名含む |
| レンタルT4クラス | 11,000円 | 保険料、レンタル代含む |
| キッズクラス | 8,000円 | 保険料、ピットクルー1名含む |
| MZカデットクラス | 8,000円+エンジンレンタル代5,000円 | 保険料、ピットクルー1名含む |
| ピットクルー追加登録料 | 1,000 | 保険料含む |

21日以上前のエントリーをした場合は¥1,000の割引をする。また7日前を過ぎてのエントリーは遅延金として¥3,000を加算したエントリーフィーとする。

第4条 エントリーの受理と拒否

- ①オーガナイザーは理由を示すこと無くエントリーの受理を拒否することができ、かつその行為を以て最終決定とする。この場合、エントリーフィーと保険料は全額返却される。
- ②エントリーは受付が受理された時点でオーガナイザーの参加承諾が成立するが、拒否の通知は開催日前日までに通知される。
- ③エントリーの正式受理後に参加を取り消した者に対しては、参加料は返却されない。

第5条 受付及び車検

受付時間は公式通知により発表する。ライセンス及びメンバーズブックを提示すること。

第6条 保険

すべての参加ドライバー及びピットクルーは、「JAF国内カート競技規則」第11章第33条～34条に基づき、保険に加入しなければならない。

- ①保険金の支払方法については、特別規則書補則に定める。
- ②ドライバー及びピットクルーは各自任意の傷害保険またはSLスポーツ安全保険に加入するし、死亡後遺障害保障2,000万円以上の保険に加入する事。レース参加時には加入した証明書（加入証明・保険証券）を提出すること。
また練習時を含めて健康保険証を携帯すること。

第7条 シャシー、エンジン、タイヤの登録

競技に使用するシャシー、エンジン、タイヤは車両申告書に登録し、かつ車両検査に合格した物のみが使用できる。登録数は次の通りとする。シャシー1台、エンジン1基（PRDクラス以外）、タイヤはドライ、レイン各1セットとする。但し、タイヤにパンク等が発生した場合は、技術委員長の許可を受けて、当該の1本のみ交換することができる。※また、レース当日はレースで使用しないタイヤをパドックに持ち込むことは禁止する。

第8条 エンジン交換規定

登録したエンジンが故障破損等により技術委員長が走行不能と判断した場合に限り、1回だけエンジン交換が認められる。故障破損したエンジンも再車検対象となり、交換する際は技術委員長の立会いの下で追加登録が認められる。エンジン交換を行った場合、順位降格等を課す場合がある。

第3章 競技に関する事項

第1条 公式車両検査

- ①「JAFカート競技会参加に関する規定」第3章第12条に基づき車両検査が行われる。この際、非合法な部分がありながらも、なお技術委員に発見されなかったとしても、承認を意味するものではなくレース中にそれに関する疑義が生じた場合は旗の指示を受ける場合が

ある。

②車両検査の日時及び場所は公式通知にて知らされる。

③ドライバーの服装は装備の一部と見なされ、車検の対象となる。競技を安全に行うことを目的に皮製、「JAF競技会参加に関する規定」第11条に準じること。JAF公認またはCIK/FIA公認のカート用レーシングスーツ着用を義務付ける。グローブは手首を完全に覆うものでかつ丈夫で効果的な物。シューズは足首を完全に覆うものでかつ丈夫で効果的な物。

④ヘルメットは規格のいずれかを有するものが望ましい。尚、著しく角張った物及びジェットタイプは禁止される。また、傷のあるもの、製造より2年以上経過したもののレース使用を認めないことがある。尚、ティアオフシールドの装着は一切禁止される。

⑤「JAFカート競技会運営に関する規定」第8章第31条に基づき、レース後公式通知により定められた場所で計量が行われる。

⑥車両の最低重量を満たす為、ウェイトを積む必要があるときは、全て固形材料を用い、車体に6mm以上のボルト、ナットを用い2本以上で取り付けなければならない。

⑦すべてのエキスパートクラス（ヤマハカデット・ヤマハTIA・ヤマハSS・ヤマハスーパーSS・PRD・AVANTI）はエンジンシリンダーヘッドとシリンダーヘッドナットをワイヤーにより封印を行なう。各クラス有効な封印ナットを装着し、シリンダーヘッドフィン部と封印するものとする。シリンダーヘッドフィン部にワイヤーを通す穴を空ける場合、加工とはみなさないものとする。

第2条 タイヤコントロール

ドライタイヤもしくはレインタイヤへの変更は下記の要領でチーム判断とする。

レンタルクラス以外に適用される。

①競技長は「ドライ宣言」と「ドライ宣言の解除」をおこなう。

②ドライ宣言が解除された場合のタイヤ選択は自由とする。

第3条 公式練習

「JAFカート競技会運営に関する規定」第23条、24条に基づき公式練習を行う。

但し、ピットアウトしスタートラインを通過する前に停止した場合も、公式練習に参加したものと認められる。レースへの参加は公式練習に参加した時点で参加と見なす。

第4条 タイムトライアル

①タイムトライアルは1周計測もしくは5分間以上の計測の内、どちらかで行うものとする。

②全てのドライバーは、予選ヒートのグリッドを決めるためのタイムトライアルに参加しなければならない。タイムトライアルに参加しない場合はタイムトライアル失格とし、予選ヒートは最後尾スタートとなる。

③5分間以上の計測で参加台数が20台を超える場合はタイムトライアルの走行をゼッケンの奇数、偶数でグループ分けする。出走順は奇数、偶数の代表者による抽選とする。

④コース上に整列する順番は公式通知にて順番を発表する。

⑤押し掛けはオーガナイザーが指定した場所までとする。指定場所を超えて押し掛けをした場合は、ペナルティーを課す。

⑥タイムトライアルの成績は、ベストタイムによる順位。同タイムの場合はセカンドタイムとする。以下、同様とする。

⑦1周計測の場合出走順とする。

⑧音量規制については「JAF国内カート競技車両規則」第23条に準ずるものとし、81.5dBを超えるものについてはタイムトライアルのみの時間につぎの時間を加算して、各ヒート

へのペナルティーは課されない。

- ⑨計測開始後にコースに停止し再スタート出来ない場合やピットインした場合はその時点でタイムトライアル終了とみなされる。

| 音量 | タイムトライアルの時間に次の時間が加算される |
|---------------------|------------------------|
| 81.5dB 以上 82.0dB 未満 | 0.25 秒 |
| 82.0dB 以上 82.5dB 未満 | 0.5 秒 |
| 82.5dB 以上 83.0dB 未満 | 1 秒 |
| 83.0dB 以上 83.5dB 未満 | 2 秒 |
| 83.5dB 以上 84.0dB 未満 | 4 秒 |

(注) 84.0 dBを含み 84.0 dBを超えるドライバーはレースから除外される。

第5条 レース方法

T4 クラスを除きレースは予選、決勝ヒートとし、決勝ヒートの結果により最終順位を決定する。TT 計測時間、周回数は公式通知で公示される。レンタル T4 クラスは、ブリティッシュスタイルルールで行う。レンタル T4 クラスのレース方法は以下の通りとする。

■T4 レース方法

レンタルクラスは予選3ヒートを行い、予選ポイントにより決勝グリッドが決定される。予選ヒートのグリッドは3ヒートともに予め決められた乱数表により事前に決定される。予選ポイントが同ポイントの場合は予選3の上位者を優先する。

■車両抽選

乗車する車両は予選ヒート、決勝ヒートすべてにおいて抽選により決定する。

■リタイヤ

各ヒート走行中に車両トラブルや操作ミスによる車両破損が合った場合には、その時点でリタイヤ扱いとなり、不可抗力の際は、状況によってスペアカートへの変更が認められる場合がある。

■順位の決定

決勝の着順によって順位は決定する。同ポイントの場合にはレース 2 の着順で決定されます。

■大会目標

スポーツである以上、スポーツマンシップに則り、各自フェアプレーで、ルールを遵守し、自己と他人の安全に努め、十分に楽しむ事を目標とします。

■表彰式

T4 クラスは全てのレース終了を待たず、表彰式を行う。

■ドライバー重量制限

参加ドライバーは装備品を着用時に男性65kg以上、女性60kg以上とする。規程重量に満たない場合はカートへ直接ウエイトを取り付けること。ウエイトは主催者からの貸与とし、取付けは抽選後速やかに各自取り付けるようご協力お願いします。(工具の貸出も可)

■ドライバーゼッケンとトランスポンダー

各自、ドライバーゼッケンとトランスポンダーは責任を持って管理し、レース終了後速やかに返却すること。

■ウエイト搭載量による、車両の固定

ウエイト搭載重量が7kgを超える場合には、すべての走行において車両を固定する。よって抽選は受付時の1回のみとする。

第6条 グリッド

全てのヒートにおいてカートは2列に並び、第1コーナーに向かってイン側の先頭がポールポジションとして位置づけられる。また、不出走により空席になったグリッドは他のカートによって埋めてはならず、スタートするまで空席は維持されなければならない。尚、いかなる場合においても、グリッドポジションの最終人員決定権はオーガナイザーが有する。ローリング中、隊列から大きく遅れたドライバーに対して白地に赤い×印のボードを提示する。提示されたドライバーはもとのグリッドポジションに戻ることは出来ず、最後尾からのスタートとする。

第7条 スタート

①スタートは、「カート競技会運営に関する規定」第28条を適用し、公式練習、タイムトライアルはフライングスタートとする。方法はコースオープンのアナウンスでカートをコース上へ搬入し、コース委員長の指示でスタートとする。また、定められた時間内にカートをコース上に搬入出来ない場合には、ピットスタートとする。

予選・決勝はコース上からのスタートとする。レーススタートの方法は、キッズクラスはスタンディング、その他のクラスはローリングスタートとする。方法はスタンディングは1周のフォーメーションラップ（フルコース）の後、グリッドにつき次第、信号機の消灯→赤点灯→消灯でスタートとする。ローリングはインフィールドを使用しないショートカットコースで行われる。スタートは信号機で赤点灯から消灯でレーススタートとする。

②ローリング中に隊列から遅れたドライバーは手を上げてアピールし、復帰可能区間で速やかに自分のポジションに戻るものとする（隊列の前で待つ行為は禁止）。

ただし、白地に赤い×印のサインボードを出されたドライバーは最後尾に付かなければならない。隊列復帰可能区間は、最終コーナー進入口のパイロンからコントロールラインまでとする。

③オフィシャルの指示が無い限りショートカットは禁止される。尚、隊列に戻る前にスタートされてもこれに対する抗議は認めない。

④オーガナイザーが定める隊列復帰区間以外での追い越し及び、割り込みは禁止され、これに違反したドライバーは当該失格となる。

⑤コントロールラインに関係なくスタートの合図でレーススタートとする。

⑥フロントローのカートはコントロールライン手前25mにあるイエローラインに達するまで加速してはならず、またイエローラインに達したら加速することができる。

⑦スタート直後、先頭のカートが1周するまでにコントロールラインを越えないカートはそのヒートに出走することは出来ないものとする。

⑧ヤマハカデットクラス、ヤマハTIAクラス、ヤマハSSクラス（14歳以下SECエンジンの場合）の各出走時のエンジンスタートは、エンジンに搭載されているセルスタータで始動すること。ただし、セルスタータにてエンジンが始動しない場合にはピットエリアにて外部スタータでのエンジン始動を認める。その際はピットスタートとなる。

第8条 予選ヒート

①予選ヒートのグリッドポジションはタイムトライアルの結果による。予選ヒートの結果に基づき決勝ヒートのグリッドポジションを決定する。

②オーガナイザーが決定する1ヒートのグリッド数を超える出場数があった場合は、予選を2グループに分けて各グループ、予選ヒートを行う。その場合のグリッドポジションは公式通知で発表する。

第9条 決勝ヒート

- ①予選を通過した者のみとする。
- ②グリッドポジションは予選ヒートの結果順とする。グループ分けを行った場合のグリッドポジションは公式通知にて発表する。
- ③周回数は10周から25周とする。

第10条 信号旗 走行中ドライバーに対しての指示は、下記の種類の旗に従い行われる。

| | | |
|----|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 国旗 | 競技開始。 |
| 2 | 緑地に黄色の山型 | ミススタート。再度スタートを行う。 |
| 3 | 赤旗 | レース中止。全てのドライバーは直ちにレースを中止し、オフィシャルから指示された場所はどの時点でも停止できる姿勢で <u>3コーナ</u> <u>ー付近で停止すること。</u> |
| 4 | 緑旗 | 競技続行。障害は除去された。 |
| 5 | 青旗 | 少なくとも、1周以上追い越されようとしているドライバーに示す。 〔静止〕後方より速いカートが近づいてきているので、現在の進行方向を保持せよ。 〔振動〕後方に速いカートが近づき追い越そうとしているので、その者に進路を譲れ。 |
| 6 | 黄旗 | 〔静止〕危険である追越禁止。 〔振動〕非常に危険である。停止準備せよ。(追い越し禁止) |
| 7 | オレンジディスクのある黒旗 | 指示された番号のカートは技術的トラブルがあるのでピットイン命令。修理後、再出走できる。 |
| 8 | 対角線で白と黒に分かれた旗 | 指示された番号のカートは、非スポーツマン的行為に対する最後の警告である。 |
| 9 | 黒旗 | 指示された番号のカートは直ちにピットインし、競技長まで出頭すること。 |
| 10 | チェッカー旗 | 競技終了。通過後、スローダウンし追い越し禁止。 |

第11条 レース中のルール

- ① コースは常に先入優先とし、追い抜きをする者は前のカートの走行を妨害してはならず、また前方のカートは後続のカートの走行を妨害してはならない。
- ② オフィシャルが反則または妨害行為（プッシング、ブロックング、その他の非スポーツマン的行為）と見なしたものについては、ペナルティーを課す。
- ③ いかなる場合も、定められた方向とは逆に走行してはならない。
- ④ レース中はやむを得ない場合を除き、コースを外れてショートカットは認めておらず、当該行為はペナルティーの対象となる。
- ⑤ 故意にコースから車輪を離して走行することは、ショートカットとみなされる。
- ⑥ 衝突を避けるため等はやむを得ずコースアウトした場合は、その最も近い場所から再びレースに復帰しなければならない。
- ⑦ レース中コースエリア内で停止してしまった場合、他のドライバーに自分が動かないこと

を示し（両手を頭上に高く上げる）それらが過ぎ去ってからカートをレースの障害にならない場所に移動しなければならない。但し、他を妨害することなく自力で再スタートできる場合にはレースに復帰出来るものとする。

- ⑧ コース上における再スタートや修理は自分自身で行わなければならない。
- ⑨ ドライバーは工具を携帯してはならない。又、工具を取りにピットに戻ったり、ピットクルーがコースに立ち入って作業することは出来ない。
- ⑩ レース中にゼッケンまたはゼッケンプレートが脱落等し、判読不可能になった場合は、周回が記録されないことがある
- ⑪ ピットイン、ピットアウトは決められた場所で行わなければならない。
- ⑫ ピットインした場合はピットロードを徐行し、かつ必ずピットストップしなければならない。これに違反した場合はペナルティーの対象となる。
- ⑬トラックとピットロードを区分するイエローラインをカットすることは出来ない。カットした場合はペナルティーの対象となる。
- ⑭ レース進行中、パドックに入ったカートはレースを放棄したものとみなされ、再びコースインすることは出来ない。
- ⑮ 事故に見舞われたカートは、オフィシャルによる検査の為、停止を命じられる事がある。
- ⑯ 競技長は、不適當もしくは危険とみなしたカート及び、ドライバーを除外する権限を有する。
- ⑰ カデットオープンクラス、TIA-Jrクラスはレース中、着座姿勢を保っていなければならない。ドライバーが車両から降りた時点でレース放棄とみなし失格とする。

第12条 ドライバーサイン

ドライバーサインは次の通りとし、これを怠った者に対してはペナルティーが課せられることがある。

- ① ピットイン。ピットアウトのサインは片手を頭上に高く上げる。
- ② スローダウンする場合のサインは片手を頭上へ高く上げる。
- ③ コース上で停止した場合のサインは両手を頭上に高く上げる。
- ④ ローリング中、スタートのされない場合は後続に知らせる為、片手を高く上げる。
- ⑤ ミススタート旗が示された場合は、各自片手を頭上に上げスピードダウンし、元のグリッドポジションに復帰可能区間で戻るものとする。
- ⑥ 前方が危険な状況の時には後続者に知らせる為に片手を後方に向かって振る。

第13条 完走

- ① 完走者とはレースの着順1位の者がフィニッシュラインを通過後、2分以内にカートが自力で同ラインを通過して、規定周回数の2分の1以上走行したものを完走者という。この場合における自力とは、カートとドライバーが一体となり他の助けを借りること無くコースを正しい方向に進行出来る状態をいう。
- ② フィニッシュラインを通過する際には、ドライバーとカートは一体となっていなければならない。カートを押してフィニッシュラインを通過することは許されない。
- ③ ドライバーはフィニッシュラインを通過後徐々にスピードを落とし、追い越しをせずに正規のコースを走行して車検場（計量場所）に入らなければならない。
- ④ 先頭のカートが規定周回数を終了する以前で誤ってチェッカー旗が表示された場合は、その時をもって競技終了とする。又、遅れてチェッカー旗が表示された場合は、チェッカー旗とは無関係に、競技は規定周回数で終了したものとして順位が決定される。

第14条 順位の決定

レースの順位は、次の順序によって周回数が多い順に決定される。

- ①チェッカーを受けた完走者〔規定周回数の1/2以上を完了し、チェッカーを受けた者〕
- ②チェッカーを受けない完走者〔規定周回数の1/2以上はしたが、チェッカーを受けなかった者〕
- ③不完走者〔チェッカーに関わらず規定周回数の1/2以上を走行していない者〕
- ④同一周回数の場合は、その周回を先に完了〔コントロールラインを通過〕したものを優先する。
- ⑤不出走者〔ヒートには参加したが、不可抗力によりスタートが出来なかった者〕
- ⑥失格者
- ⑦不出場者〔ヒートおよびレースに参加していない者〕

第15条 計量

タイムトライアル、予選ヒート、決勝ヒート終了後、全ての者に対して計量が行われる。

この場合、ドライバー及びカートは走行していた状態のままではなければならない。

また、オーガナイザーは計量を拒否し、または誤って受けなかった者を失格とすることが出来る。

第16条 車両保管及び再車検

①技術委員長はスタートした全ての車両に対し検査を行う権限を持ち、技術委員長より検査の指示があった場合は、エントラントもしくはその代理人が責任をもって車両の分解及び組立を行わなければならない。

但し関係役員、エントラント及びドライバー以外は検査に立ち会うことは出来ない。

- ②車両保管の時間はレース終了後30分以上とし、所定の場所で行われる。
- ③本条項の検査に応じない場合は失格とする。
- ④上記条項の違反者には大会審査委員会の決定するペナルティーが科せられる。

第17条 ピットクルー及びピット

- ①ピット内及びピット作業エリアにて作業できるのは、当該クラスに出場しているドライバー及びピットクルーのみとする。
- ②ピットクルーの行為については「JAFカート競技会参加に関する規定」第18条に基づくが、レース中における場合、ドライバーに直接統括の責任があるものとする。
- ③ピットクルーによる規則の違反で、当該ドライバーに黒旗を提示することがある。
- ④ピット、パドックにおいて火気及び発火物の使用は禁止される。
- ⑤無線機を使用し主催者およびオフィシャルの会話を盗聴することは禁止される。それに違反した場合は本人およびエントラントに対してペナルティーを課すものとする。
- ⑥テントの側面に横幕をはる場合、全面を覆うことは禁止し正面を開放すること。

第18条 ピットサイン

走行中のドライバーに対しプラットホームからピットサインを送ることが出来るのはピットクルー1名

第19条 抗議

- ①「JAF国内カート競技規則」第13章、第39～41条に基づき、書面をもって抗議料を添付の上、エントラントより競技長を経由して、大会審査委員会に提出するものとする。
- ②技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は決定直後とする。
- ③競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技終了後30分以内とする。
- ④競技の成績に関する抗議は、その発表後30分以内とする。
- ⑤抗議料は、20,300円（消費税込）とする。

第20条 成績決定および賞典

- ①クラス別に参加台数が5台以上あった場合レースは成立する。
 - (1)特別な事情がある場合、3台以上をもってレース成立とすることができる。
- ②決勝ヒートの順位により決定する。
- ③賞典はドライバーに対して行われる。
- ④賞典は1位～5位 トロフィー
- ⑤副賞は1位～3位
- ⑥賞典は決勝出場台数により、次のように制限される。

| | | |
|-------|-----|----|
| 5台～7台 | ・・・ | 3位 |
| 8台～9台 | ・・・ | 4位 |
| 10台以上 | ・・・ | 5位 |
- ⑦賞典の対象は決勝レースで完走した者に限る。
- ⑧年間のシリーズポイントによりシリーズチャンピオンを決定して表彰する。本大会のドライバーに与える得点は次の得点基準を適用する。得点は決勝レース完走者（規定周回数数の1/2以上を完了した者）のみに与えられ不完走者、失格者および不出場者には与えられない。
- ⑨シリーズの成立は4大会以上とする。
- ⑩シリーズ対象全クラスは開催された全7戦の内、6戦を有効とし、合計獲得ポイントによりシリーズ順位を決定する
- ⑫同一シリーズ戦を通じて最多得点を獲得したドライバーをシリーズチャンピオンとして表彰する。
- ⑬シリーズ戦ランキングは同一シリーズの全有効ポイントを合計し得点の多い順に上位とする。
 - (1)同点になった場合は、上位入賞回数が多い者が上位とする。
 - (2)(1)でも決定できない場合は、最終戦の順位で決定する。
 - (3)(2)でも決定出来ない場合は最終戦に近い競技会において上位順位を得たものを上位とする

る。

⑮シリーズポイントの対象クラスは次の通りとする。

レンタルT4・MZカデット・ヤマハカデット（オープン）・ヤマハTIA（ジュニア）・ヤマハSSクラス・ヤマハスーパーSS・PRD（RK/AVANTI）

| 順位 | 得点 | 順位 | 得点 |
|----|----|-----|----|
| 1位 | 20 | 6位 | 6 |
| 2位 | 15 | 7位 | 4 |
| 3位 | 12 | 8位 | 3 |
| 4位 | 10 | 9位 | 2 |
| 5位 | 8 | 10位 | 1 |

第21条 広告に関する事項

ナンバープレートに広告を表示することは認められない。

次の物に関し、オーガナイザーは抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することが出来ない。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 政治、宗教に関連したもの

第22条 ペナルティー

①ペナルティーには、下記の種類がある。

- ・警告
- ・タイムペナルティー（ベストタイム削除、ピットストップ）
- ・ポイントペナルティー
- ・ラップペナルティー
- ・順位降格ペナルティー
- ・失格

②警告はその必要があると認められた軽違反に対して発せられる。

タイム、ラップペナルティーは失格にならない程度の違反に適用される。

③エントラントはドライバーを管理、指導する義務があり、悪質なドライバーに対してはエントラントも含め、ペナルティーの対象となる。

④失格は次の違反行為に科せられる。

- (1) 違反又は不当に得たアドバンテージ
- (2) 故意に自己または他人の安全をかえりみることなく行う危険行為。
- (3) 与えられたオフィシャルの指示を故意に無視した場合。
- (4) 与えられたフラッグサインの無視。

第23条 コース復帰およびリタイヤ

- ① 公式練習、タイムトライアル及びレース中（ローリングを含む）にコースで停止した場合は他を妨害することなく自力で再発進できる場合にのみ、レースに復帰できるものとする。
- ② 公式練習、タイムトライアル及びレース中（ローリングを含む）にリタイヤしたドライバーは自分の車両を速やかに安全な場所に移動し、そのヒートが終了するまでドライバーの装備を正しく装着したまま待機すること。

第24条 レンタルクラスの車両抽選

レンタルクラスは、両クラスとも車両を毎回抽選とし、全てのヒートにおいて同じドライバーが同一の車両を使用しない抽選方法とする。(7kg以上のウエイトを搭載する場合はこの限りではない)

第4章 その他の一般事項

第1条 損害補償

①参加者は参加車両及び付属品ならびレース場の施設、建材、器具に対する損害の補償の責任を負うものとする。

②エンタラント、ドライバー、ピットクルーはコース所有者、オーガナイザー及び大会役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承していなくてはならない。

第2条 誓約書の署名

エンタラント、ドライバー、ピットクルーは参加申込用紙に記載された誓約文に署名押印をしなければならない。

第3条 本規則の解釈

本規則ならびに競技の細則に関する疑義については事務局宛に質疑申し立てが出来る。その回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとして示される。

第4条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは次の権限を有するものとする。

①参加申込の受付に際して、その理由を示すことなくエンタラント、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することが出来る。

②大会スポンサーの広告を参加車両に貼付けさせることが出来る。

③やむを得ざる理由により公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの氏名、登録又は変更について、大会審査委員会の承認の上、許可することができる。

④ 全ての参加者、ドライバー、ピットクルーおよびその参加車両の音声、写真などを報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することが出来る。

第5条 エンタラントおよびドライバー遵守事項

オーガナイザーに対して、威圧的行為または暴言およびそれに類する行為は一切認められない。当該行為をしたエンタラント、ピット要員およびドライバーは、当該競技会失格とする。

第5章 参加車両規則

第1条 エンジン

エンジンは「JAF 国内カート競技車両規則」に合致するもので、下記の詳細を満たしていなければならない。下記で言う改造とは、切断、付加等の改造及び市販状態での装着部品からの変更を言う。エンジン構成パーツの取り付け方法はメーカー出荷時の状態でなければならない。燃料は JAF 規定「カート競技車両規則第 25 条」に沿ったガソリン及びオイルを使用しなければならない。(市販レギュラーガソリン及び無鉛ハイオクガソリンのみ) 燃料及びオイルに対する添加剤は、いかなる理由においても禁止とする。疑わしいものは検査の対象となり、不正が認められた場合は検査にかかったすべての費用を本人負担とする。また、当該ドライバーに対し、6ヶ月以上の出場停止のペナルティーが課せられる。また、エントリーに対してもペナルティーが課せられる。

第2条 マフラー・その他

- ①マフラー規定はクラス別規定参照
- ②ガソリンキャッチタンクは走行中に燃料タンクから燃料漏れを防止する為に有効な装備を必備とする。

第3条 カート

本規則エンジンに関する事項で規定する当該エンジンを搭載し「JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章に合致する第 1 種車両で、かつ以下の条件を満たすこと。

- ① JAF 国内カート競技車両規則第 9 条に合致するサイドボックス、フロントパネル、フロントフェアリングを必要とする。CIK 公認フロントフェアリング取り付け方法とする。その為の加工は改造とみなさない。コース上にオイルを流出飛散させる構造の物の取り付けは禁止。
- ② 全クラス、競技ナンバーは、前後左右に必備とし、後部ナンバープレートの材質は不透明で柔軟性のあるプラスチックで金属製の物は禁止される。また大きさと形状は四隅に丸み(半径 15~25mm)を持たせた幅 21~22cm の四角形とする。競技ナンバーが明瞭に識別できる状態でなければならない。
- ③ 競技ナンバーは 1 年間の固定ナンバーとし、希望ナンバー制度とする。希望ナンバー申請を行わない参加者は主催者がナンバーを決定する。

希望ナンバー申請者は 4~99 までの番号を第 3 希望まで専用の申請書にて主催者へ申請すること。尚、番号が重複した場合、以下の基準で決定する。

1、前年度のシリーズランキング順(当該クラス)

2、申請順(先着順)

3、その他

各クラス、別表の通りオーガナイザーから指定されたカラーのベースとゼッケンを各自で準備する事(希望ナンバー申請者以外はベース(下地)のみ参加者が準備する事)。

字体は一般的な読みやすい文字で縦 10cm×横 6cm 以上のものが望ましい。レース中、読みにくいと判断されたものは交換する事(交換ゼッケンが無い場合は主催者から購入できる)。

ゼッケンは前後左右に取り付けなければならない。ナンバーは車両検査を受ける前に取り付けられていなければならない。

■クラス別 ゼッケン下地色および文字色表

| クラス | 下地色 | 文字色 |
|--------------|-------------|-----|
| キッズ | 白もしくは黄 | 黒 |
| MZカデット | 緑もしくは青もしくは赤 | 白 |
| ヤマハカデットオープン | 青 | 白 |
| ヤマハTIAジュニア | 青 | 白 |
| ヤマハTIAエキスパート | 緑 | 白 |
| ヤマハスーパーSS | 黄 | 黒 |
| ヤマハSS | 緑 | 白 |
| PRD | 黄 | 黒 |
| PRD AVANTI | 黒 | 白 |

- ④ バンパーは前後左右とも必備とし、その取り付け方法については「2015年 JAF 国内カート競技車両規則」第2章第7条に従うこと。
- ⑤ チェーンガードは必備とし、その取り付け方法については「2015年 JAF 国内カート競技車両規則」第2章第12条に従うこと。
- ⑥ フェンダー、ホイールガード、ストーンガードおよびキャブレターガード等に類するものは一切禁止する。ただし、雨天の場合のキャブレターガードおよび吸気音低減を目的としたインレットサイレンサーはこの限りではない。
- ⑦ ブレーキはフットペダルによって両方のリヤホイールに同時かつ有効に作動しなければならない
- ⑧ 排気装置については「JAF 国内カート競技車両規則」第2章第22条に従うこと。競技に使用するタイヤは別紙に示すものとし、スリック、レインタイヤともグルービングは禁止する。各クラスのドライ、レインタイヤは1セットとし、車検時登録した物に限る。但し、不慮のトラブルの場合は技術委員長の承認のもと当該の一本のみの交換が認められる
- ⑨ タイヤに関して、タイヤソフナー、化学化合物等、一切の塗布を禁止する。
検査は硬度計で行い、他とあまりにも違いが認められる場合には検査の対象となり、不正が認められた場合には検査にかかったすべての費用を本人負担とする。また、当該ドライバーに対し、6ヶ月以上の出場停止ペナルティーが課せられる。また、エントラントに対してもペナルティーが課せられる。
- ① 全クラスブレーキペダルからマスターシリンダーには有効な補助ワイヤーの取り付けを義務付ける。
- ② 全クラスにおいて整流板等シャーシ市販状態に装着されていない装置を追加することは禁止される。但し、レインカバーを除く。
- ③ 全クラスにおいてシートとシートステーの間にナイロン製もしくは金属製で厚さ1.5mm以上、外径40mmもしくは13平方センチ以上のプレートを取り付けること。
- ④ シートステー、サブステーはボルト、ナットで取り付けなければならない。ボルト、ナットで取り付けられていないものは、取り外す事。
- ⑤ 全クラスにおいて、リヤバンパー下部に直径φ15mm以上の金属製の保護バーを取り付けること。リヤプロテクション装着車についてはこの限りではない。

第4条 クラス別規定

① ヤマハSLクラス

2016年SLカートミーティング車両規則に準ずるものとする。

①-2 ヤマハSLスーパーSSクラス(特別規定)

1) 50歳以上の参加者には全ヒートにおいてオフィシャルによる押し掛けのサポートを行うことがある。

③PRD-RKクラス

(1) エンジン：PRDエンジン。

(2) 燃焼室の改造は一切認められない。但し、カーボンの除去やキズの修正は研磨とみなされない範囲で認められる。

スキッシュエリアは左右合わせて2.0mm以上、確保すること。

スキッシュエリアは純正ガスケットで調整すること。スキッシュエリアの測定方法はレース終了後の状態でシリンダーヘッドに1.8kgのトルクをかけ、1.6mm以上の鉛線（ハンダ）をプラグ穴から挿入する。マグネット側とドライブスプロケット側、片方ずつヘッドのスキッシュエリアに当たっているかを確認し、クランクを1回転させ、鉛線を取り出し1番多くつぶれた部分を測定する。マグネット側とスプロケット側の数値を足した数値が、規定の数値以上であること。

(3) シリンダーの改造は一切禁止。RK100/RK100C/RK100CPのシリンダーとRK100EH/RK100EPのシリンダーとの相互利用は認めない。排気開閉角度は、許容交差を含み176°以下。純正ガスケットにより調整する。

(4) 純正部品以外のもので使用が認められるものは、下記のものとする。

ピストンサークリップ、スモールエンドベアリング、ビッグエンドベアリング、ケースベアリング、キャブレターフランジガスケット、オイルシール、プラグ、プラグキャップ、マフラーフレキシブルホース、ドライブスプロケット、吸気消音機取り付け用フランジ。

(5) 点火系統：純正のイグニッションコイルで改造は一切認めない。純正以外のアース取り付けは認めない。

プラグコードは純正部品とする。スパークプラグは加工禁止とし、市販状態とする。シリンダーヘッドの燃焼室部分の上部よりプラグのネジ部分が出てはならない事とする。

(6) キャブレターは純正ワルボロでRK100/RK100C/RK100CPのキャブレターWB3A WB44(WBXX44はWB44として認める)。RK100EH/RK100EPのキャブレターはWB42を使用すること。また、改造は一切禁止。

ローニードルは純正ローニードルを使用した場合、調整の為のレバー取り付けは認める。

PRDワルボロのローニードルはT-LONGへの交換は認める。WB3A/WB44とWB42（チョーク付）との相互利用は認めない。

キャブレターのインレットテンションスプリングはワルボロ純正品であれば自由。

ダイヤフラムは販売時に装着されている部品と同一部品以外は使用禁止（テフロン製ダイヤフラムは使用禁止）その他の部品は販売時に取り付けられているものと同じのもの以外への変更は一切禁止する。

(7) マフラーは、純正品RK100用マフラー、エキゾーストパイプを使用すること。改造は一切認めない。

(8) クラッチは純正クラッチで改造は一切認められない。

尚、クランクシャフトサポート、及びクラッチカバーを義務付ける。クランクシャフトサポートの場合、クラッチのカバーを取り付ける。

(9) 吸気消音器はCIK-FIA公認（登録）の吸気消音器を取り付けることが義務付けられる。吸入口直径は各インレットサイレンサーのCIK公認書等に表記される口径とする。

改造、加工は一切禁止され、メーカー純正状態で使用すること。（公差においてはJAF基準による）

- (10) その他、シャシーは下記項目以外 J A F 競技車両規定に準じる
- (11) 最低重量：145kg とする。
- (12) タイヤ メーカー：ブリヂストン ドライ：SL17 ウェット：SL94

④PRD-AVANTI クラス

エンジン規定

- 1) PRD Avanti (空冷) 型式 PRD125A Avanti 改造は一切認められない。
- 2) 燃焼室改造は一切認められない。
スキッシュエリアは片側 1.3mm 以上を確保する。(規定数値)
純正ヘッドガスケットの装着を義務付ける。
- 3) シリンダー改造は一切認められない。
純正シリンダーガスケットの装着を義務付ける。(厚さは最大 0.2mm 以下とする)
- 4) 純正エンジンパーツ以外使用が認められるパーツは下記とする。
- 5) プラグコード純正プラグコードとする。
- 6) キャブレター純正ティロットソクキャブレター (HL360A) 改造は不可。
キャブレターパーツは純正を使用する事。
リードペダルは自由とする (カーボン禁止)
純正ローニードルを利用した、調整するための加工は認められる。
- 7) マフラー純正マフラー及びエキゾーストパイプで改造は一切認められない。
- 8) クラッチ純正クラッチでクラッチの改造は一切認められない。
- 9) クラッチカバー純正クラッチカバーの装着を義務付ける。
- 10) インレットサイレンサー (吸気消音器)
CIK-FIA 公認 (登録) の吸気消音器 (改造禁止) を取り付けることが義務付けられる。
- 11) イグニッションコイル純正のイグニッションコイルで改造は一切認められない。

シャシー規定

- 1) 車両規定 JAF 競技車両規定に準じる
- 2) 車両重量 155kg 以上
- 3) シャシーは一般市販されている CIK/JAF で過去公認されたフレーム
フロントブレーキ付き車両は禁止する。リアアクスル径はφ 50mm 以下とする。
- 4) タイヤドライ / ブリヂストン SL07 レイン / ブリヂストン SL94

⑤レンタルT4クラス

全て主催者が準備したレンタルカートを使用する。セッティング変更は認めない。

⑥ キッズカートクラス

原則として、なかいちびっこフェスタ 2016 フレッシュマンクラスに準拠する。但し、燃料は参加者準備とする。

⑦ MZカデットクラス

原則として、以下の項目以外、フォーミュランド・ラー飯能で開催される K o u d a i C u p 2016 カデットクラスに準拠する。

- ・ フロントスプロケットは 20T、リヤスプロケットは 68T・69T・70T のいずれかに限る。
- ・ ホイールベースは 900mm~950mm のものに限る。
- ・ タイヤコンロトルはドライ宣言を採用する。

第5条 その他、エンジン及びカートに関する規定

「2016年JAF国内カート競技車両規則」第3章の規定に基づき公認されるもの。

- ① シャシー：過去にCIK/FIA・JAFの公認実績のあるもの。
- ② データーロガ、タコメーター：競技中、車両にテレメトリー（データー交信装置）および無線機の搭載を禁止する。技術委員に承認されたデーターロガ（データー蓄積装置）及び、タコメーターの使用は可能とする。
- ③ トランスポンダーは左側のリヤシートステー付近へ専用ステーを用いり取り付ける事。尚、本体を取り付けた後、脱落防止の為テープや結束バンド等で本体も固定すること。

制定 2017年1月1日

施行 2017年2月1日